

第 9 5 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 2 月 3 日 (水) 18:00~21:00
場 所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、池淵、村岡、長峯、岡田、草薙、佐々木、谷田、田村、中川
(河川管理者) 松本、土居、野村、古高、杉浦、川野、吉栖、岩間、前田、伊藤、平塚
(コンサルタント) 富士川、横江、釜谷

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について

第 56 回流域委員会の議題と審議の流れ、論点整理に向けた当面の作業スケジュールについて協議し、以下のことを確認した。

(1) 第 56 回流域委員会の議題と審議の流れ

県は武庫川水系河川整備計画(原案)に関する以下の事項について補足説明をし、その後 60 分程度の質疑応答を行い、18 時を閉会予定とする。

< 県からの補足説明事項 >

下流部築堤区間における河道対策の安全性の検討について (第 55 回流域委員会資料 5-4)

青野ダムの予備放流容量の拡大について (第 55 回流域委員会 資料 5-5)

武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する 2 つの原則の適用について
(第 55 回流域委員会 資料 5-7)

総合的な治水対策の推進体制 (案) について (第 55 回流域委員会 資料 5-8)

武庫川水系河川整備計画のフォローアップについて (第 55 回流域委員会 資料 5-9)

武庫川水系河川整備計画 (原案) に関する概算事業費について (資料は本委員会当日配布)

平成 12 年の兵庫県表明に関連する流域委員会開催までの経緯について (資料は本委員会当日配布)

(2) 論点整理に向けた当面の作業スケジュール

2 月 17 日の運営委員会を追加し、以下の日程で、第 56 回流域委員会終了時点における論点の仮整理と委員の意見集約を同時並行で行い、その後の審議の進め方を検討する。

当面の作業スケジュール

2 月 12 日(金)13:30~17:00 第 96 回運営委員会 「 論点の仮整理、 中長期的な審議の進め方を検討」

2 月 17 日(水)18:00~21:30 第 97 回運営委員会 「 委員意見書の整理、 論点の仮整理、 第 57 回流域委員会の進め方を検討」

委員意見書の提出について

提出期限の目安: 2 月 17 日(水) AM12:00

意見書提出先 : 事務局宛

事務局は上記期限までに提出された意見書を分類整理し、当日夜の第 97 回運営委員会に資料提出する。期限に間に合わなかった意見書は未整理のまま資料として提出する。

委員は、論点整理の円滑化を図るため、可能な限り期限内の早い時期での意見書提出に努める。

(主な意見等)

論点整理に関する意見

- ・ 論点の仮整理や意見書の提出は、全ての説明を聞いていない時点では無理である。
- ・ 何をどう考えてこの原案に至ったのかが不確かな状況の中で論点を整理するのは無理がある。仮に論点を整理しても不確かな論点に基づいて議論することになる。

- ・現時点で仮の論点を挙げるなら、例えば大枠として、次の7項目が考えられる。「新規ダム」「既存ダム活用」「河道対策（堤防強化含む）」「流域対策及び遊水地」「危機管理（まちづくりとの関係含む）」「総合治水の推進体制（流域連携含む）」「整備計画のフォローアップ」。環境については、河道対策、新規ダム、流域対策等、各対策の中で議論される。
- ・整備目標の妥当性も論点になる。
- ・千叡ダムや新規ダムにかかわらず、整備計画において「検討する」ということの意味や位置付けは論点の1つになると考えられる。そもそも検討するのは当たり前のことであり、わざわざ整備計画に書くことなのか。検討することを計画に位置付けるのであれば、耐越水型の堤防など他の事項についてはどうなのかということも検討課題になる。
- ・委員意見書の中にある、検討事項も含めて短期計画が何本も並行する概念が、淀川の整備計画をイメージしているのであれば、大混乱のもとである。整備計画の中を更に前期後期に分けるとか、次の整備計画内容を前提とするような議論は望ましくない
- ・論点の仮整理は、次回の流域委員会での県の説明を聞いた後の2月12日の運営委員会で実施すべきではないか。
- ・既存ダム活用の説明を聞かないと全体的な議論が出来ないのではないかと。既存ダムの説明はそんなに時間がかかるのか。
- ・既存ダムの説明を聞かないと論点を整理しにくいという意見もあるが、原案の内容について意見交換しながら、徐々に論点を整理していく方法もある。第1回委員会は流域対策について、第2回委員会は減災対策についてというやり方もある。
- ・全ての説明を聞かなくても議論は進められるし、論点も仮整理はできる。議論を進めながら論点を整理していったらどうか。次回の流域委員会で県の説明を聞いた上で、まずは意見書を提出し、仮の論点を整理してはどうか。

既存ダム活用及び新規ダムに関する意見

- ・既存ダム活用は、今次整備計画に位置付けるべく提言書に記載した事項である。流域委員会における論点の1つであり、「報告事項」という表現には違和感がある。表現を再考すべきである。
- ・新規ダムの位置づけが不透明である。新聞各紙においても新規ダムに対するいろんな解釈が混在している。その結果、知事が新聞各紙の新規ダムの扱いに関する表現を訂正する発言をしている（2月4日の産経新聞記事、2月2日定例記者会見）。県の新規ダムに対する真意を明確にする必要がある。
- ・新規ダムについては、県は将来の検討課題として継続検討していくとしているが、いまから策定しようとしている今次整備計画には位置付けていない。旧計画（工事実施基本計画）に位置づけられていた武庫川ダム計画が、計画上から消えたのは事実である。
- ・現時点で工事実施基本計画は存在しているので、武庫川ダム計画は生きている。今次整備計画策定と同時にその位置づけを失う。（県）
- ・新規ダムと既存ダム活用について、県は継続検討と位置付けている。費用、時間、諸問題についての説明を聞く必要はあるが、その説明を聞いた結果、委員会としてどうしようと考えているのか方向性が分からない。
- ・既存ダムは提言書の中で大きなウェートを占めている。原案の内容は、既存ダムを位置付けなかったしわ寄せを河道に押し込んでいるようにも見える。既存ダムを位置付けて河道の負担を減らすべきという意見もあるかもしれない。委員会として既存ダムをどう考えるかは、県から説明を聞いていない現時点では分からない。少なくとも、県の原案の土俵の中だけで議論は収束しない。
- ・新規ダムも千叡ダムも合意形成に時間がかかるというが、庶民感覚で言えば千叡ダムの合意形成の相手は市の水道局であり、新規ダムほどハードルは高くないと思われる。千叡ダム活用を優先検討すべきである。
- ・整備期間が20年もあるのに、既存ダム活用ができないと簡単に決めてよいのか。阪神電鉄橋梁の架け替えも同様である。
- ・既存ダム活用だけをクローズアップする理由がよく分からない。整備目標を更に引き上げることを期待し

ているのか、それとも河道の負担を減らすことを期待しているのか。

- ・既存ダムの説明は時間がかかってきちんと説明して欲しい。
- ・県の説明では、前提条件として千叅ダム活用はできないとして計画が立てられている。そのような状況で実際に進めざるを得ないように感じた。前提条件をひっくり返すとなれば数ヶ月で詰めることはできない。
- ・実際には、今回の整備計画には入れないが継続検討にすることで関係市と合意してしまっている既存ダム活用について、内容をひっくり返して数ヶ月で詰めることは難しいと思う。1、2年ずらしてもよいというなら話は別だが。
- ・やめると決定したわけではなく、検討は継続するとなっている。どの点について検討を継続するのかという点は把握しておく必要がある。

審議の進め方及びスケジュールに関する意見

- ・流域委員会は、委員間での意見交換や議論を重視するべきである。委員からの意見書とそれに対する県の回答のやりとりがクローズアップされ、意見書重視の委員会と捉えられないよう注意する必要がある。意見書はあくまでも議論するための手段（補助資料）であると位置づけておきたい。
- ・整備計画では整備内容や期間をリジッドに決め込みがちであるが、社会情勢の変化や自然条件の変化に応じて見直すことが前提にあることを、委員会の共通認識としておきたい。
- ・この委員会では、整備計画が財政的・技術的に達成可能なものかどうかを確かめられればよいという考えもあるが、今さら、粗度係数などの議論をしても意味がない。数値計算の面ではなく、減災対策やフォローアップに実効性を持たせるためにはどうすればよいのかといった、市民感覚での議論をすべきではないか。
- ・委員会における原案のチェックポイントは、委員会提言と基本方針に合っているのかどうかである。
- ・6月という期限ありきで審議スケジュールの枠をはめ込むのはいかなものか。6月はあくまでも行政の都合である。今年8月に出る予定の国土交通省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の中間報告と新規ダムとの関わりも聞いておきたい。何れにしても県から説明を全て聞いていない時点で、審議スケジュールに期限を決めるのは適切ではない。
- ・6月に国交省へ同意申請したいという県の考えを尊重すれば過密スケジュールになるし、8月の有識者会議の結果も踏まえてとなれば、スケジュールは緩やかになる。
- ・同意申請のタイミングが遅れたからといって、事業が1年遅れるということにはならないのではないか。国の同意を得ずとも、初年度は補助金なしで県単独で事業を進めることもできるのではないか。
- ・まずは、資料2のスケジュールを目標に進めてみて、問題があれば再考するということにすればどうか。

2 既に提出された意見書の取扱いと対応について

既に提出済みの委員意見書については提出者の意向を踏まえ、以下の取扱いとする。

(1) 第56回流域委員会での扱い

奥西委員意見書 委員会資料とする

佐々木委員意見書 委員会資料としない（第95回運営委員会資料として扱う）

田村委員意見書 委員会資料とする

(2) 意見書に対する県の回答

これから提出される意見書と同様、第57回又は第58回流域委員会において回答する。

3 運営委員会資料及び協議状況のホームページへの掲載について

河川整備基本方針(原案)に対する答申書の最終とりまとめ段階では、時間的制約からやむを得ず、審議の一部を運営委員会に委ねることとなった。また、流域委員会休会中においては運営委員会が流域委員会全体会に代わり整備計画に係わる県の検討状況の確認作業を行ってきた。このことから、運営委員会の活動状況の透明性を図るため、この間の運営委員会資料及び協議状況を公表してきた経緯がある。

第95回運営委員会からは、本来の運営委員会の役割(流域委員会を円滑に運営するための協議を行う会議)に戻しているため、原則通り、必要な資料および協議状況は委員会資料として公開し、運営委員会としてホームページへの掲載は行わないこととする。

4 今後のスケジュール

今後のスケジュールについて協議した結果、以下のことを確認した。

4月以降の流域委員会の日程を以下のとおりとすることで、第56回流域委員会に諮る。4月又は5月の流域委員会は中上流域(例えば三田市)で開催することを視野に入れる。

第59回：4月19日(月)、第60回：5月10日(月)

運営委員会の日程は第94回運営委員会で決定した日程に、2月17日及び4月26日を追加し以下のとおりとする。

第96回：2月12日(金)、第97回：2月17日(水)、第98回：3月18日(木)

第99回：3月29日(月)、第100回：4月26日(月)

第95回運営委員会配付資料

(武庫川水系河川整備計画(原案)の審議の進め方について)

資料1 第56回武庫川流域委員会次第(案)

資料2 武庫川水系河川整備計画(原案)にかかる流域委員会の流れ(案)

資料3 意見書の取扱いと対応について(案)

(委員からの意見書等)

資料4 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する意見書

(アンケート)

資料5 第55回 武庫川流域委員会アンケート